

平成 30 年 3 月 7 日
有識者懇談会
内閣府北方対策本部

独立行政法人北方領土問題対策協会の中期計画（第 4 期案・第 3 期）対照表

中期計画案（第 4 期）	中期計画（第 3 期）
<p>独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの期間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。</p> <p>1 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>（ 1 ）国民世論の啓発</p> <p>北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、国民運動としての運動を活性化する観点から、本中期目標期間中に目に見える効果を上げていく必要がある。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これまで啓発の効果が必ずしも十分に及んでいなかった世代、地域などについて、その関心や理解の底上げを図る。特に若年層への情報発信に徹底的に取り組む。</p> <p>取組の前提として、P D C A サイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、運動への参加意欲、それらへの協会事業の寄与度などを測定する調査を初年度に実施し、このほか、中期目標期間中に少なくとも 2 回の調査を実施する。</p> <p>また、内閣府と連携しつつ、事業の有効性や費用対効果の検証を</p>	<p>「独立行政法人北方領土問題対策協会」（以下「協会」という。）は、中期目標に掲げられた事項を確実に実施し、その目標を達成するため、この計画を作成する。</p> <p>2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>（ 1 ）国民世論の啓発</p>

行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を図る。

北方領土返還要求運動の推進

全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置く。各年度における県民大会等各地の事業への若年層の参加者の割合及び初めての参加者の割合が前中期目標期間最終年度の水準を上回るよう、各都道府県民会議と連携し、若年層の参加及び初めての参加の拡大に向けた対策を各年度において講ずる。

北方領土返還要求全国大会については、協会における一連の運動の推進及び啓発の取組に活かす観点から、協会の関与の在り方の見直し、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度の向上に努める。

都道府県等における取組の推進については、取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。

これら北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関するSNS等による情報発信については、各年度の件数を前中期目標期間最終年度比20%増とする。また、SNS等による情報発信の読者数又は反応数(媒体・ツール当たり)については、前中期目標期間最終年度比10%増とするよう努める。

北方領土返還要求運動の推進

幅広い国民世論を結集し、すそ野の広い粘り強い国民運動を展開するため、「北方領土返還要求運動都道府県民会議」及び返還要求運動に取り組む民間団体等との連携を図り、全国において各種大会、講演会、研修会、署名活動等、北方領土返還のための国民運動を推進する。その際、中期目標期間中にこれらの活動が多くの都道府県等において適切になされるよう引き続き全都道府県に働きかける。これらの活動水準を100回以上に維持するとともに、支援内容が適切なものとなるよう努める。また、推進委員の適切な配置及び必要な情報の提供に努め、各都道府県との連携を緊密にする。さらに、返還要求運動を強化するため、民間企業と連携した啓発活動についても検討する。

これらの事業の実施による効果は、各都道府県民会議等における啓発事業の実施件数、内容の充実状況、参加数等の状況及び新たな指標として各種大会や講演会等の各事業統一的なアンケートを事業参加者に対して実施するなどして、適切に把握するよう努める。また、これらの結果や、政府が実施する世論調査等の結果も活用し、性別や年齢、参加経験等、多角的に国民全体の関心度を測定・分析したうえで啓発活動の改善に資するものとする。

「北方領土を目で見る運動」の一環として、根室地域に建設された啓発施設「北方館」等の充実を図るとともに、保有資産の有

青少年や教育関係者に対する啓発

返還要求運動の後継者として期待される全国の青少年を対象に、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、自ら解決策等を考え、主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施し、その成果の発信強化などにより、問題の関心と理解を深め、主体的な問題意識や活動への参加意欲の醸成を図る。

学習指導要領の改訂を踏まえ、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有などを促進するとともに、協会が作成している学習教材集の利活用を促進し、当該学習教材集のダウンロード数を前年度比増とするよう努める。

国民一般に対する情報発信

広く国民が北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の問

効活用の観点から意見箱を設置することにより、来館者からの施設に対する要望等をきめ細かく把握し、これらの啓発施設について、保有目的に照らしてさらなる有効活用が図られるよう検討する。

青少年や教育関係者に対する啓発の実施

(ア) 返還要求運動の「後継者対策」を重点的に推進するため、全国の青少年、教育関係者等に本問題への理解と関心を深めてもらうための事業を実施する。

なお、事業実施に当たっては、研修会等へ参加した青少年の事後活動を推進・支援するなどして、効果的な事業実施に努め、返還要求運動への継続的な参加を促すよう努める。

また、協会が主催する事業については、アンケート調査を実施し、参加者の反応の状況を把握するとともに、年齢、性別、参加経験等を踏まえた分析等をしたうえで、意見を事業に反映させるように努める。

(イ) 学校教育における北方領土教育の充実を図る環境を整備するため、都道府県民会議の主導による「北方領土問題教育者会議」の設置と活動に対して全都道府県に引き続き働きかけるとともに、教育者会議へのアンケート等を実施することで、その活動状況を把握し、同会議での成果を教育関係者にフィードバックするよう努める。

北方領土にふれる機会の提供

北方領土問題についての関心と国民世論を高めるため、国民が

題への関心と理解を広げるため、情報発信を大胆に強化する。特に、情報発信の対象として若年層を重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を図る。具体的情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施するよう努める。また、新たなSNSなどの従来活用していなかった発信ツールを用いるなど、発信ツールの多様化・高度化への積極的な対応を含め、効果的な発信方法を不断に検討する。

これらの取組に当たっては、例えば協会の愛称を定めるなど、これまで運動に参加したことのない国民にも接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。

民間企業等との連携を進め、内閣府の協力も得つつ、啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度、新たに民間企業等から協会の取組に対する協力を得られるよう努める。なお、例えば、先の大戦の関連資料等を保有する機関などとの連携についても検討する。

北方領土を目で見る運動の一環として設置された北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の啓発施設については周辺の観光客の動向などの外部環境も踏まえ、情報発信の強化などにより、各年

北方領土問題にふれる機会の提供に努める。特に、若年層やこれまで協会が実施してきた取組に参加していない国民に対して積極的に機会の提供を行うため、刊行物やパンフレットのほかに、民間企業のノウハウも活用しながら、インターネット等のICTや街頭ビジョン等を用いて、多くの国民の目にふれやすい事業を実施する。なお、実施に当たっては、北方領土問題やその歴史、北方領土の現状等に関する情報、知識を分かりやすく伝えるよう工夫するとともに、例えば、イベントの参加者へのアンケートやホームページにおける意見募集などにより、参加者等の反応や関心度を自ら把握するよう努める。

度の集客数が前中期目標期間の年度平均の水準を上回るよう努める。

(2) 四島交流事業

北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、各年度の計画に基づき、各回の北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施する（外部要因による中止等を除く。）。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。

加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げていく上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図る。また、各事業に関連する情報を積極的かつ継続的に発信し（協会による発信に加え、事業参加者による発信も含む。）、SNSによる発信であれば一事業当たり550件以上（他の方法による発信の場合はこれに準ずる。）行うよう必要な措置を講ずる。

交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながるとともに、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度検討し、実施する。また、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について

(2) 北方四島との交流事業

元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との相互交流

元島民や返還運動関係者等と北方四島在住ロシア人との間の相互交流事業を関係機関・関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者から意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。

なお、政府から次代の四島交流事業に関する在り方について方針が示された際には、その方針に基づき、体制の整備、交流手法の見直し及び交流成果の更なる活用に努める。

専門家交流

専門家による北方四島との交流事業を関係団体とも連携を取りながら実施し、支援する。事業実施後、参加者からの意見を聴取して、次回以降の事業内容の改善に資する。

特に、北方四島在住ロシア人に対して、日本語習得の機会を提供するため、日本語講師派遣事業を実施する。その際、日本語講師に対して、報告書の提出を求め、事業内容に反映させる。

検討し、それらの者が参加する交流事業を毎年度実施する。

事業参加者の事後活動について発信する仕組みを検討し、本中期目標期間第4年度からの本格実施を図る。

毎年度の事業のPDCAサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。

(3) 調査研究

北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、本中期目標期間第2年度までに、これまでの調査研究結果を整理し、一覧化して協会ホームページに掲載し、それに対するアクセスの利便性向上を進める。

北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。調査研究成果については、積極的に発信しつつ利活用を促進し、本中期目標期間第3年度までに、調査研究結果を利活用した者から調査研究内容についての評価を得る方策の導入を図る。また、各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、その翌年度以降、各年度において最初の測定年度以上の水準とするよう努める。

(4) 元島民等の援護

元島民等が置かれている特殊な事情に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動について、それぞれの活動がより効果

(3) 北方領土問題等に関する調査研究

調査研究については、返還要求運動や協会が関わるその他啓発活動を的確かつ効果的に推進する観点から、研究テーマ、方法、活用策を検討し、真に必要で有益な調査研究を行う。

なお、活用状況を把握するなど、事後における実施効果の検証及び内閣府独立行政法人評価委員会による評価に基づき、成果の低いものや必要性の低下したものについては積極的に見直し改廃を図る。

(4) 元島民等の援護

元島民等が行う返還要求運動及び資料収集等の活動に対する支援
(7) 元島民等が行う研修活動や署名活動等を支援する。

的に実施されるよう、助言を含めた支援を行う。

北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について、外部要因による中止等を除き、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施する。特に、航空機による特別参観など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。

(5) 北方地域旧漁業権者等への融資

北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和36年法律第162号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって融資に係るきめ細かな相談やサービスを行い、個別の融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数を前中期目標期間最終年度比増となるよう努める。

関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。

融資メニューについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。

(イ) 戦前における北方四島の生活実態、引揚げの状況等に関する資料・証言の収集及び保存活動を支援する。

自由訪問に対する支援

元島民等により構成される団体が行う北方四島へのいわゆる自由訪問を支援するとともに、訪問する元島民等に対し事前研修を実施する。

(5) 北方地域旧漁業権者等に対する融資事業

「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」（昭和三十六年法律第百六十二号）の趣旨に則り、北方地域旧漁業権者等に対する融資事業を効果的・効率的に実施できるよう、以下のように努める。

融資制度の周知

融資の内容及び手続き並びに借入資格の承継制度の周知を図るため、対象者が多く居住する地区で融資説明・相談会を開催するとともに、機関紙等を活用した広報を実施する。

関係金融機関との連携強化

制度利用の円滑化を図るため、関係金融機関（転貸・委託貸に関わる金融機関をいう。）との連携を一層強化する。

事業結果の分析・検証

融資実績から得られる利用者の属性や、資金使途・金額等を分析・検証することとし、法の趣旨に照らして融資メニューの見直しを検討する。

<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 業務の見直し</p> <p>本中期目標期間初年度において、国民世論の啓発を中心に、中期目標の指標等において行うこととされている業務も含めた事業の有効性、費用対効果についての検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止、新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化の徹底を図るとともに、各事業のP D C Aサイクルを毎年度実効的に機能させるよう努める。業務の見直しを踏まえ、各年度計画等において適切に業務の具体化を図っていく。</p>	<p>融資資格承継の的確な審査</p> <p>融資資格の承継手続きを行う際には、法の趣旨に照らして、引き続き的確な審査を実施する。</p> <p>リスク管理債権の適正な管理</p> <p>電話や文書による督促、面談・実態調査、法的手段等の措置を適時的確に講ずることにより、債権の回収に努めるとともに、生活資金、更生資金、修学資金、住宅資金（うち、増改築又は補修に要する資金及び中古住宅の購入に要する資金）については、リスク債権の一層の低減化を図るため、平成 19 年度から実施している債権回収の強化措置及び貸付条件の厳格化の措置を維持する。</p> <p>法人資金の停止</p> <p>引き続き法人資金の貸付を停止する。</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
--	--

委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点からの事後的な確認を着実にを行う。

(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等

運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7%削減する。また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。

(3) 給与水準の適正化

役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。

(4) 調達合理化等

公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を

一般管理費（人件費及び一時経費を除く。）について、中期目標の最終年度（平成29年度）における当該経費の総額を、前中期目標の最終年度（平成24年度）に対して、7%削減する。

業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。

人件費については、政府の方針を踏まえ見直しを行っていくこととし、給与水準についても、引き続き適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

契約は、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争入札・

実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。

一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参加者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める手法について検討し、実施する。

(5) 財務内容の改善

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。

財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。

更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。

(6) 内部統制の充実・強化

公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)による。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。また、引き続き一者応札の縮減のため、「1者応札・1者応募にかかる改善方策」(平成21年6月、協会決定)に従い、十分な公告期間の確保や、新規参加者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。

「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書(「独立行政法人における内部統制と評価について」)及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にして、法令等を遵守しつつ業務を行い、協会に期待される役割を十全かつ適切に果たしていくため、今後も日常的なモニタリング、監事監査、内部監査等を通じて定期的又は随時に内部統制の独立的評価を実施し、内部統制の更なる充実・強化を図る。

毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の

法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化するとともに、文書主義の徹底を図る。

業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を通じた不断の見直しを図る。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画別紙

4. 短期借入金の限度額

【一般業務勘定】

運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間5千万円とする。

【貸付業務勘定】

貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間14億円とする。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合に

発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を図るものとする。

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）収支計画及び資金計画別紙

4. 短期借入金の限度額

【一般業務勘定】

運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間5千万円とする。

【貸付業務勘定】

貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできるとし、その限度額を年間14億円とする。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合に

<p>は、当該財産の処分に関する計画 該当なし</p> <p>6．重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産 10 億円を担保に供するものとする。</p> <p>7．剰余金の使途 剰余金は、職員の研修機会の充実、分かりやすい情報提供の充実に充てる。</p> <p>8．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 啓発施設について、業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び当該施設の老朽化等に伴う施設の整備改修等を適宜行う。</p> <p>(2) 人事に関する計画 方針 情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニ</p>	<p>は、当該財産の処分に関する計画 該当なし</p> <p>6．重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産 10 億円を担保に供するものとする。</p> <p>7．剰余金の使途 剰余金は、職員の研修機会の充実、わかりやすい情報提供の充実に充てる。</p> <p>8．その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 下記の北方領土啓発施設について必要な改修を行う。 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1279 954 2018 1098"> <thead> <tr> <th>施設名（所在地）</th> <th>予定額</th> <th>財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羅臼国後展望塔 （羅臼町礼文町）</td> <td>5 4</td> <td>施設整備費補助金</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 人事に関する計画 方針 職員の適性を的確に把握し、適性に応じた人員配置を行う。 業務上必要な研修に積極的に参加させ、職員の能力開発を図るな</p>	施設名（所在地）	予定額	財源	羅臼国後展望塔 （羅臼町礼文町）	5 4	施設整備費補助金
施設名（所在地）	予定額	財源					
羅臼国後展望塔 （羅臼町礼文町）	5 4	施設整備費補助金					

ケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、計画的な人材の確保・育成を図る。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を図る。

人員に係る指標

(参考1)

- 1) 期首の常勤職員数 19人
- 2) 期末の常勤職員数 19人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み

【法人単位】 1,010百万円(非常勤役員報酬を除く)

(3) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

(4) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策

内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その

ど、業務上必要な知識・技術の向上を目指す。特に、職員のロシア語習得の推進に努め、職員を採用する際にはロシア語のスキルを考慮した募集を行うこと等の措置を講じるものとする。

人員に係る指標

期末の常勤職員数は、期首を上回らないものとする。

(参考1)

- 1) 期首の常勤職員数 17人
- 2) 期末の常勤職員数 17人

(参考2) 中期計画期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み

【法人単位】 937百万円(非常勤役員報酬を除く)

(3) 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

(4) 情報セキュリティ対策

政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。

際、内閣府の協力を得つつ、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置を講ずる。

情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備することに努めるとともに、これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るとともに、対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより対策の改善に努める。

中期計画予算
(平成30年度～平成34年度)

(法人全体)

(単位:百万円)

区 分	金 額	一般業務勘定(運営費交付金)					貸付業務勘定 (補助金)
		国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の保護	管理部門 活動	
収 入							
運営費交付金	6,022	2,545	1,475	40	1,489	474	—
貸付事業費補助金	714	—	—	—	—	—	714
貸付金利息収入	198	—	—	—	—	—	198
受託収入	346	—	—	—	—	—	346
参加費収入	3	—	3	—	—	—	—
事業外収入	1	—	—	—	—	0	—
計	7,284	2,545	1,478	40	1,489	474	912
支 出							
北方対策事業費	5,142	2,296	1,360	37	1,450	—	—
貸付業務関係経費	397	—	—	—	—	—	397
一般管理費	196	—	—	—	—	128	68
人件費	1,202	249	118	3	39	346	447
役員等給与等	1,166	249	118	3	39	317	439
退職手当	37	—	—	—	—	29	8
受託業務費	346	—	—	—	—	—	346
計	7,284	2,545	1,478	40	1,489	474	912

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※ 貸付業務関係経費については、積算の根拠とすべき貸付金利息収入、借入金の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、平成30年度予算をもとに積算したものであり、市場金利の変化等の要因により変動するものである。

[人件費の見積り]

期間中総額 { 一般業務勘定 620 百万円
貸付業務勘定 390 百万円 を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬(非常勤役員報酬を除く。)並び

中期計画予算
平成25年度～平成29年度

法人全体

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	5,100
貸付事業費補助金	848
貸付金利息収入	297
施設整備費補助金	54
受託収入	355
事業外収入	5
計	6,658
支 出	
北方対策事業費	4,269
貸付業務関係経費	593
一般管理費	207
人件費	1,180
施設整備費	54
受託業務費	355
計	6,658

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※ 貸付業務関係経費については積算の根拠とすべき貸付金利息収入、借入金の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、25年度予算をもとに積算したものであり、市場金利の変化等の要因により変動するものである。

[人件費の見積り]

期間中総額 { 一般業務勘定 563 百万円
貸付業務勘定 374 百万円 を支出する。

に職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金 = 人件費 + (北方対策事業費 + 一般管理費) ×
(消費者物価指数) - 自己収入見積額 + (特殊要因増減)

人 件 費 = 基本給等 + 社会保険料負担金 + 児童手当拠出金
+ 退職手当

基本給等 = 前年度の(役員報酬 + 職員基本給 + 職員諸手当 + 超過勤務手当) × (1 + 給与改定率等)

一般管理費 = 前年度の一般管理費 × 1 (効率化係数)

北方対策事業費 = 前年度の事業経費 × 2 (効率化係数) ×
(政策係数)

1、 2、 、 、 については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

1 (効率化係数) : 一般管理費については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比 1.442% 程度の業務の効率化を図る。

2 (効率化係数) : 北方対策事業費については、業務の効率化

ただし、上記の額は、役員報酬 (非常勤役員報酬を除く。) 並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金 = 人件費 + (北方対策事業費 + 一般管理費)
× (消費者物価指数) - 自己収入見積額
+ (特殊要因増減)

人 件 費 = 基本給等 + 社会保険料負担金 + 児童手当拠出金 + 退職手当

基本給等 = 前年度の (役員報酬 + 職員基本給 + 職員諸手当 + 超過勤務手当) × (1 + 給与改定率等)

一般管理費 = 前年度の一般管理費 × 1 (効率化係数)

北方対策事業費 = 前年度の事業経費 × 2 (効率化係数) ×
(政策係数)

1、 2、 、 、 については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

1 (効率化係数) : 一般管理費については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比 1.442% 程度の業務の効率化を図る。

を進め、毎年度、前年度に対して1%程度の業務の効率化を図る。

(消費者物価指数): 前年度における実績値を使用。

(政策係数) : 国民に対して提供するサービスへの対応への必要性

主務大臣等の評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

(特殊要因増減) : 法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要。

〔注記〕

中期計画予算の見積りに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年0%、給与改定率の伸び率を年0%、効率化係数を一般管理費については98.558%、北方対策事業費については効率化係数を99.0%、政策係数を0%と仮定して計算している。

2(効率化係数) : 北方対策事業費については、業務の効率化を進め、毎年度、前年度に対して1%程度の業務の効率化を図る。

(消費者物価指数): 前年度における実績値を使用。

(政策係数) : 国民に対して提供するサービスへの対応への必要性、独立行政法人の評価委員会

による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

(特殊要因増減) : 法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要。

〔注記〕

中期計画予算の見積りに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年0%、給与改定率の伸び率を年0%、効率化係数を一般管理費については98.558%、北方対策事業費については効率化係数を99.0%、政策係数を0%と仮定して計算している。

なお、貸付事業費補助金についても中期計画の効率化を達成するため、経費の削減を図る。

中期計画予算
(平成30年度～平成34年度)

(一般業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額	国民世論の啓発	四島交流	調査研究	元島民等の援護	管理部門活動	受託事業
収 入							
運営費交付金	6,022	2,545	1,475	40	1,489	474	—
受託収入	346	—	—	—	—	—	346
参加費収入	3	—	3	—	—	—	—
事業外収入	0	—	—	—	—	0	—
計	6,372	2,545	1,478	40	1,489	474	346
支 出							
北方対策事業費	5,142	2,296	1,360	37	1,450	—	—
一般管理費	128	—	—	—	—	128	—
人件費	755	249	118	3	39	346	—
役職員給与等	726	249	118	3	39	317	—
退職手当	29	—	—	—	—	29	—
受託業務費	346	—	—	—	—	—	346
計	6,372	2,545	1,478	40	1,489	474	346

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

[人件費の見積り]

期間中総額 620 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬（非常勤役員報酬を除く。）並びに

中期計画予算
平成25年度～平成29年度

一般業務勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	5,100
施設整備費補助金	54
受託収入	355
事業外収入	3
計	5,512
支 出	
北方対策事業費	4,269
一般管理費	137
人件費	697
役職員給与等	661
退職手当	36
施設整備費	54
受託業務費	355
計	5,512

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

[人件費の見積り]

期間中総額 563 百万円を支出する。

職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金} = \text{人件費} + (\text{北方対策事業費} + \text{一般管理費}) \times (\text{消費者物価指数}) - \text{自己収入見積額} + (\text{特殊要因増減})$$

$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{社会保険料負担金} + \text{児童手当拠出金} + \text{退職手当}$$

$$\text{基本給等} = \text{前年度の}(\text{役員報酬} + \text{職員基本給} + \text{職員諸手当} + \text{超過勤務手当}) \times (1 + \text{給与改定率等})$$

$$\text{一般管理費} = \text{前年度の一般管理費} \times 1(\text{効率化係数})$$

$$\text{北方対策事業費} = \text{前年度の事業経費} \times 2(\text{効率化係数}) \times (\text{政策係数})$$

1、2、3、4については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

1(効率化係数) : 一般管理費については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比1.442%程度の業務の効率化を図る。

ただし、上記の額は、役員報酬(非常勤役員報酬を除く。)並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金算定方法] ルール方式を採用

[運営費交付金の算定ルール]

毎年度の運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

$$\text{運営費交付金} = \text{人件費} + (\text{北方対策事業費} + \text{一般管理費}) \times (\text{消費者物価指数}) - \text{自己収入見積額} + (\text{特殊要因増減})$$

$$\text{人件費} = \text{基本給等} + \text{社会保険料負担金} + \text{児童手当拠出金} + \text{退職手当}$$

$$\text{基本給等} = \text{前年度の}(\text{役員報酬} + \text{職員基本給} + \text{職員諸手当} + \text{超過勤務手当}) \times (1 + \text{給与改定率等})$$

$$\text{一般管理費} = \text{前年度の一般管理費} \times 1(\text{効率化係数})$$

$$\text{北方対策事業費} = \text{前年度の事業経費} \times 2(\text{効率化係数}) \times (\text{政策係数})$$

1、2、3、4については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

1(効率化係数) : 一般管理費については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度

2(効率化係数) : 北方対策事業費については、業務の効率化を進め、毎年度、前年度に対して1%程度の業務の効率化を図る。

(消費者物価指数) : 前年度における実績値を使用。

(政策係数) : 国民に対して提供するサービスへの対応への必要性
主務大臣による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

(特殊要因増減) : 法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要。

〔注記〕

中期計画予算の見積もりに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年0%、給与改定率の伸び率を年0%、効率化係数を一般管理費については98.558%、北方対策事業費については効率化係数を99.0%、政策係数を0%と仮定して計算している。

比1.442%程度の業務の効率化を図る。

2(効率化係数) : 北方対策事業費については、業務の効率化を進め、毎年度、前年度に対して1%程度の業務の効率化を図る。

(消費者物価指数) : 前年度における実績値を使用。

(政策係数) : 国民に対して提供するサービスへの対応への必要性、独立行政法人の評価委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

(特殊要因増減) : 法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要。

〔注記〕

中期計画予算の見積もりに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年0%、給与改定率の伸び率を年0%、効率化係数を一般管理費については98.558%、北方対策事業費については効率化係数を99.0%、政策係数を0%と仮定して計算している。

--	--

中期計画予算
(平成30年度～平成34年度)

(貸付業務勘定)		(単位:百万円)
区 分	金 額	
収 入		
貸付事業費補助金	714	
貸付金利息収入	198	
事業外収入	1	
計	912	
支 出		
貸付業務関係経費	397	
一般管理費	68	
人件費	447	
役職員等給与等	439	
退職手当	8	
計	912	

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※ 貸付業務関係経費については、積算の根拠とすべき貸付金利息収入、借入金の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、平成30年度予算をもとに積算したものであり、市場金利の変化等の要因により変動するものである。

[人件費の見積り]

期間中総額 390百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬(非常勤役員報酬を除く。)並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

中期計画予算
平成25年度～平成29年度

貸付業務勘定		(単位:百万円)
区 分	金 額	
収 入		
貸付事業費補助金	848	
貸付金利息収入	297	
事業外収入	1	
計	1,146	
支 出		
貸付業務関係経費	593	
一般管理費	70	
人件費	483	
役職員等給与等	422	
退職手当	61	
計	1,146	

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※貸付業務関係経費については積算の根拠とすべき貸付金利息収入、借入金の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、25年度予算をもとに積算したものであり、市場金利の変化等の要因により変動するものである。

[人件費の見積り]

期間中総額 374百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬(非常勤役員報酬を除く。)並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

なお、貸付事業費補助金についても中期計画の効率化を達成するため、経費の削減を図る。

別紙2-1

収支計画
(平成30年度～平成34年度)

(法人全体)

(単位:百万円)

区 分	金 額	一般業務勘定(運営費交付金)						貸付業務勘定 (補助金)
		国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業	
費用の部	7,352	2,600	1,478	40	1,489	482	346	918
経常費用	7,352	2,600	1,478	40	1,489	482	346	918
北方対策事業費	5,108	2,262	1,360	37	1,450	—	—	—
貸付業務関係経費	397	—	—	—	—	—	—	397
一般管理費	196	—	—	—	—	128	—	68
人件費	1,202	249	118	3	39	346	—	447
受託業務費	346	—	—	—	—	—	346	—
減価償却費	103	89	—	—	—	8	—	6
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	7,352	2,600	1,478	40	1,489	482	346	918
運営費交付金収益	5,988	2,511	1,475	40	1,489	474	—	0
貸付事業費補助金収益	714	—	—	—	—	—	—	714
貸付金利息収入	198	—	—	—	—	—	—	198
受託収入	346	—	—	—	—	—	346	—
参加費収入	3	—	3	—	—	—	—	—
事業外収入	1	—	—	—	—	0	—	1
資産見返負債戻入	103	89	—	—	—	8	—	6
資産見返運営交付金戻入	97	89	—	—	—	8	—	—
資産見返補助金戻入	6	—	—	—	—	—	—	6
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金または補助金を財源とするものと想定している。

別紙2-1

収支計画
平成25年度～平成29年度

法人全体

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	6,660
経常費用	6,660
北方対策事業費	4,269
貸付業務関係経費	593
一般管理費	207
人件費	1,180
受託業務費	355
減価償却費	56
臨時損失	—
収益の部	6,660
運営費交付金収益	5,100
貸付事業費補助金収益	848
貸付金利息収入	297
受託収入	355
事業外収入	5
資産見返負債戻入	56
臨時利益	—
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金または補助金を財源とするものと想定している。

収支計画
(平成30年度～平成34年度)

(一般業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額	国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業
費用の部	6,434	2,600	1,478	40	1,489	482	346
経常費用	6,434	2,600	1,478	40	1,489	482	346
北方対策事業費	5,108	2,262	1,360	37	1,450	—	—
一般管理費	128	—	—	—	—	128	—
人件費	755	249	118	3	39	346	—
受託業務費	346	—	—	—	—	—	346
減価償却費	97	89	—	—	—	8	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	6,434	2,600	1,478	40	1,489	482	346
運営費交付金収益	5,988	2,511	1,475	40	1,489	474	—
受託収入	346	—	—	—	—	—	346
参加費収入	3	—	3	—	—	—	—
事業外収入	0	—	—	—	—	0	—
資産見返負債戻入	—	—	—	—	—	—	—
資産見返運営交付金戻入	97	89	—	—	—	8	—
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

収支計画
平成25年度～平成29年度

一般業務勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,497
経常費用	5,497
北方対策事業費	4,269
一般管理費	137
人件費	697
受託業務費	355
減価償却費	39
臨時損失	—
収益の部	5,497
運営費交付金収益	5,100
受託収入	355
事業外収入	3
資産見返負債戻入	—
資産見返運営費交付金戻入	39
臨時利益	—
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

別紙2-3

収 支 計 画
(平成30年度～平成34年度)

(貸付業務勘定) (単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	918
経常費用	918
貸付業務関係経費	397
一般管理費	68
人件費	447
減価償却費	6
臨時損失	—
収益の部	918
貸付事業費補助金収益	714
貸付金利息収入	198
事業外収入	1
資産見返負債戻入	
資産見返補助金戻入	6
臨時利益	—
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、補助金を財源とするものと想定している。

別紙2-3

収 支 計 画
平成25年度～平成29年度

貸付業務勘定 (単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,163
経常費用	1,163
貸付業務関係経費	593
一般管理費	70
人件費	483
減価償却費	17
臨時損失	—
収益の部	1,163
貸付事業費補助金収益	848
貸付金利息収入	297
事業外収入	1
資産見返負債戻入	
資産見返補助金戻入	17
臨時利益	—
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、補助金を財源とするものと想定している。

資金計画
(平成30年度～平成34年度)

(法人全体)

(単位:百万円)

区 分	金 額	一般業務勘定(運営費交付金)						貸付業務勘定 (補助金)
		国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の支援	管理部門 活動	受託事業	
資金支出	24,390	2,545	1,478	40	1,489	812	346	17,681
業務活動による支出	14,587	2,511	1,478	40	1,489	812	346	7,912
投資活動による支出	34	34	—	—	—	—	—	—
財務活動による支出	9,700	—	—	—	—	—	—	9,700
短期借入金の返済による支出	4,850	—	—	—	—	—	—	4,850
長期借入金の返済による支出	4,850	—	—	—	—	—	—	4,850
次期中期目標期間への繰越金	69	—	—	—	—	—	—	69
資金収入	24,390	2,545	1,478	40	1,489	812	346	17,681
業務活動による収入	12,108	2,511	1,478	40	1,489	474	346	5,770
運営費交付金による収入	5,988	2,511	1,475	40	1,489	474	—	—
貸付事業費補助金による収入	714	—	—	—	—	—	—	714
貸付回収による収入	4,858	—	—	—	—	—	—	4,858
貸付金利息収入	198	—	—	—	—	—	—	198
その他の業務収入	350	—	3	—	—	0	346	1
投資活動による収入	34	34	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	11,806	—	—	—	—	—	—	11,806
短期借入れによる収入	4,850	—	—	—	—	—	—	4,850
長期借入れによる収入	6,956	—	—	—	—	—	—	6,956
前期からの繰越金	442	—	—	—	—	338	—	105

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資金計画
平成25年度～平成29年度

法人全体

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	26,460
業務活動による支出	13,525
投資活動による支出	54
財務活動による支出	12,374
次期中期目標期間への繰越金	507
資金収入	26,460
業務活動による収入	11,777
運営費交付金による収入	5,100
貸付事業費補助金による収入	848
貸付回収による収入	5,172
貸付金利息収入	297
その他の業務収入	360
投資活動による収入	54
財務活動による収入	14,149
前期からの繰越金	480

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資金計画
(平成30年度～平成34年度)

(一般業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額	国民世論 の啓蒙	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業
資金支出	6,709	2,545	1,478	40	1,489	812	346
業務活動による支出	6,675	2,511	1,478	40	1,489	812	346
投資活動による支出	34	34	—	—	—	—	—
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	—
次期中期目標期間への繰越金	—	—	—	—	—	—	—
資金収入	6,709	2,545	1,478	40	1,489	812	346
業務活動による収入	6,338	2,511	1,478	40	1,489	474	346
運営費交付金による収入	5,988	2,511	1,475	40	1,489	474	—
その他の業務収入	349	—	3	—	—	0	346
投資活動による収入	34	34	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	338	—
前期からの繰越金	338	—	—	—	—	—	—

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

資金計画
平成25年度～平成29年度

一般業務勘定

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	5,888
業務活動による支出	5,835
投資活動による支出	54
財務活動による支出	—
次期中期目標期間への繰越金	—
資金収入	5,888
業務活動による収入	5,458
運営費交付金による収入	5,100
その他の業務収入	358
投資活動による収入	—
施設費による収入	54
財務活動による収入	—
前期からの繰越金	376

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

別紙3-3

資金計画
(平成30年度～平成34年度)

(貸付業務勘定) (単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	17,681
業務活動による支出	7,912
投資活動による支出	—
財務活動による支出	9,700
短期借入金の返済による支出	4,850
長期借入金の返済による支出	4,850
次期中期目標期間への繰越金	69
資金収入	17,681
業務活動による収入	5,770
貸付事業費補助金による収入	714
貸付回収による収入	4,858
貸付金利息収入	198
その他の業務収入	1
投資活動による収入	—
財務活動による収入	11,806
短期借入れによる収入	4,850
長期借入れによる収入	6,956
前期からの繰越金	105

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

別紙3-3

資金計画
平成25年度～平成29年度

貸付業務勘定 (単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	20,571
業務活動による支出	7,691
投資活動による支出	—
財務活動による支出	12,374
短期借入金の返済による支出	6,550
長期借入金の返済による支出	5,824
次期中期目標期間への繰越金	507
資金収入	20,571
業務活動による収入	6,318
貸付事業費補助金による収入	848
貸付回収による収入	5,172
貸付金利息収入	297
その他の業務収入	1
投資活動による収入	—
財務活動による収入	14,149
短期借入れによる収入	6,550
長期借入れによる収入	7,599
前期からの繰越金	104

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。